

介護教員講習会の内容

別表第1関係

分野	教育内容	科目	時間数
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング	15
		実習指導方法	15
	介護教育演習	介護過程の展開方法	15
		コミュニケーション技術	15
研究	研究方法	30	
合 計			150以上

別表第2関係

分野	教育内容	科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
合 計			150以上

講習会の課程の全部又は一部の免除

対 象 者	免 除 の 内 容
大学、大学院、短期大学等において、基礎分野及び専門基礎分野に係る科目の内容と同等以上の内容を有すると認められる科目を修めた者（免除告示第1号関係）	基礎分野及び専門基礎分野のうち、当該科目の履修を免除
厚生労働省が認定した「看護教員講習会」受講修了者（免除告示第2号関係）	基礎分野及び専門基礎分野の履修を免除
全国社会福祉協議会中央福祉学院の「介護福祉士養成施設介護担当教員特別研修課程」受講修了者（免除告示第3号関係）	専門分野のうち、「介護教育方法」の履修を免除
講習会において、専門分野に係る科目を教授する者又は教授したことがある者（介護教育方法、実習指導方法又は介護過程の展開方法のいずれか1科目を教授した者については、これら3科目全て教授したものとみなす。）（免除告示第4号関係）	専門分野のうち、当該科目の履修を免除
平成15年4月1日以前に大学院において、介護福祉士養成施設において担当する科目に関連する分野に係る博士の学位を授与された者その他の者であって厚生労働大臣が認める者（免除告示第5号関係）	講習会の課程の全部の履修を免除

実習関係

介護実習の現状

○ 時間

- ・ 450時間（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則別表第4（2年以上））
- ・ 介護実習についての出席時間数が五分の四に満たない者については、当該科目の履修が認定されない。
（介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について2学則に関する事項（3））

○ 実習施設の要件

- ・ 入所実習施設：①厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後三年以上経過してのものであって介護実習を行うのに適当なもの
②介護実習に係る時間数の一割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもって介護実習に代えることができる。
- ・ 居宅介護実習事業等：身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後三年以上経過したのものであって介護実習を行うのに適当なもの
（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第12号）
- ・ 入所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。
（介護福祉士養成施設等指導要領8実習に関する事項（4））

○ 「介護実習」及び「介護実習指導」の教員要件

- ・ 専任教員であって「介護実習」及び「介護実習指導」を教授するものは、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者（専任教員課程修了者等）であること。
（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第5号）

・教員の資格要件

- (ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者
- (イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)
(介護福祉士養成施設等指導要領5教員に関する事項(7)の力)

○ 実習指導者の要件

- ・入所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあつては、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととする。
 - ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者
 - イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者
- ・居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、当分の間は、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、「訪問介護員に関する省令」(平成12年3月10日厚生省令第23号)第1条第2項に定める1級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととする。
 - ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者
 - イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者(介護福祉士養成施設等指導要領8実習に関する事項(2)、(3))

○ 実習指導者数

入所実習施設の数に五を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第13号)

○ 1 実習施設の受入学生数

入所実習施設において同時に実習を行う学生の数は、一施設当たり五人までとすること。
(介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則5 実習に関する事項(1))

○ 実習指導

- ・介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第14号)
- ・実習担当教員による定期的巡回指導は、各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週二回は実施すること。(介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則5 実習に関する事項(2))

○ 実習施設選定における留意事項

入所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に片寄ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮すること。
(介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則5 実習に関する事項(3))

○ 実習計画

各入所実習施設及び居宅介護実習事業等における実習計画が、当該入所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。(介護福祉士養成施設等指導要領8 実習に関する事項(1))

○ その他

実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。
(介護福祉士養成施設等指導要領8 実習に関する事項(5))

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第5条第一号ヲ及び
第7条第1項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（抄）
（昭和62年厚生省告示第203号）

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第5条第一号ヲ及び第7条第1項第十二号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める施設を次のように定める。

- 2 指定規則第7条第1項第十二号ただし書に規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設(通所の施設に限る。)
 - 二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び小規模多機能型居宅介護事業
 - 三 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち児童デイサービス及び障害者デイサービスを行う事業
- 3 指定規則第7条第1項第十二号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設(入所の施設に限る。)、重症心身障害児施設及び指定医療機関
 - 二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設(肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。)、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設(身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。)
 - 三 生活保護法に規定する救護施設
 - 四 老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - 五 介護保険法に規定する介護老人保健施設
 - 六 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
 - 七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設
- 4 指定規則第7条第1項第十二号ロに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び老人介護支援センター
 - 二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、行動援護及び外出介護を行う事業
 - 三 身体上又は精神上の障害があることにより自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であつて、同時に入浴の介護を行うもの

「介護実習」

【目標】

- 1 講義、演習、学校内実習で学んだ知識に基づいて利用者との人間的な関わりを深め、利用者が求めている介護の需要に関する理解力、判断力を養う。
- 2 日常生活援助に関する介護技術能力を深めると同時に各種の介護を助ける住設備機器や福祉用具の知識と活用能力を養う。
- 3 実習指導者の指導を受けながら介護の計画の立て方や記録の仕方について学び、チームの一員として介護を遂行する能力を養う。
- 4 施設介護実習では、施設の運営や在宅介護との連携並びに通所サービスにも参加し、要介護老人、障害者等に対するサービス提供全般における介護の職務の理解を深める。
- 5 訪問介護実習では家庭を訪問して介護を行う訪問介護について理解を深める。

【内容】

1 施設介護実習

学生の講義、演習、学校内実習の進度に応じて、3段階に分けて実習させることが望ましい。

1) 第1段階（2～3週間）

コミュニケーション関係が比較的可能な障害者施設と老人施設を実習施設とし、利用者との人間的ふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能並びに施設職員の一般的な役割について学ばせる内容とする。

そのため、指導者は、2～4名の利用者を学生のために定めて初歩的な日常生活援助を指導する。

また、1週のうち1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。

2) 第2段階（4～5週間）

重度生活障害を有する障害者または老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ばせる内容とする。

また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法についても学ばせる。

指導者の指導指針は、第1段階に準ずるが、より多くのケースカンファレンス時間を準備し、利用者の介護需要に対応した水準の向上に留意する。状況によっては帰校日を定めることを企画してもよいこととする。

3) 第3段階（4週間）

施設運営のプログラムに参加し、サービス全般について理解させると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学ばせ、チームの一員として介護を遂行できるような現任準備教育を行う。

指導者の指導指針は、第2段階に準ずるが、状況によって、夜勤介護プログラムの導入ができればより望ましい。

2 訪問介護実習

老人居宅介護等事業の訪問介護員、入浴サービス及び在宅介護支援センター（訪問）の介護職員との同行訪問が望ましい。

1) 実習の時期は、施設実習の第2段階終了後が望ましい。

2) 施設実習とは異なる訪問介護の特性を学ばせる内容とする（生活形態、家族との関係、自立支援、家族への援助、保健医療との連携など）。

3) 個別の介護過程の展開について学ばせる。

4) 居宅サービスを調整するための保健医療福祉関係者の集まる会議へ参加することが望ましい。

（注）障害者には障害児を含む。

「介護実習指導」

【目標】

- 1 体験実習の意義の重要性について理解させる
- 2 体験実習を通じて学校内で学んだ知識、技術、態度を具体的かつ实际的に理解できるように指導する。
- 3 習得した学校内諸学習を応用し、実践的な技術等を体得できるように指導する。
- 4 介護福祉士としての自覚を促し、専門職に求められる資質、技能及び自己に求められる課題把握等、総合的対応能力を習得できるよう指導する。
- 5 事例研究等の進め方を指導する。

【内容】

1 施設介護実習

1) 実習の目的

- ①施設介護実習の必要性を理解させるカリキュラムの中の実習の意味と重要性の理解
- ②一年次、二年次それぞれの学校として実習課題（目標）を把握させる。
- ③学生各自の実習への期待と自己目標を立てる。
目的意識の明確化（言語化、文章化して、実習ノートに記載させる。）

2) 実習先、施設についての一般的理解

- ①施設の種類と利用者、サービス内容の確認
- ②関係法令等を調べ、理解する。
- ③施設側から実習に関する諸注意事項についての確認と必要な準備
- ④各実習生から得られた資料等による実習への諸注意（過去の資料も活用）

3) 実習記録の書き方

- ①実習ノートの使い方、書き込み手順
- ②実例に基づきながら記録の必要性と表現方法等の説明

4) 実習中（通年の場合）あるいは実習直後（集中の場合）の集団指導

- ①実習での感想を話し合う（疑問点、反省点を含めつつ言語化へ）
- ②他の学生の意見、感想を聞きながらまたは意見交換しながら、自分自身の経験の再検討
- ③実習前に立てた自己目標と学校の実習課題についての検討
- ④必要に応じて新しい自己目標の立て直し
- ⑤施設実習のまとめとレポート作成

施設との連絡打合せ

- ・見学実習
- ・集中実習（分散集中を含む）
- ・継続実習（通年）
- ・それぞれについて各施設との連絡
- ・学校としての課題
- ・施設側の実習生への諸注意事項

- ・集中（分散集中を含む）の場合：
実習中に随時施設訪問して実習指導者と面談
 - ・実習の進み具合
 - ・学生の実習への取り組み態度など
 - ・学校側の課題について施設側から協力が得られているかについて
- ・通年実習の場合：
随時訪問、内容は上に同じ

2 訪問介護実習

- 1) 原則として、施設実習の指導に準ずる。
- 2) 訪問介護の方法を指導すること。
- 3) 訪問介護実習のレポート作成と発表により体験を共有化し実習効果を高める。

3 実習後の集団指導

(自己の客観視のために)

- 1) 介護福祉士としての自己について振り返り
- 2) 就職へ向けての方向づけ、意志の明確化
- 3) 利用者だけでなく、施設内外の人間関係(職員、家族、地域)についての検討
- 4) 実習評価表による自己評価

4 事例研究

- 1) 実習に際し介護に関する課題を明確にする(研究課題の設定、方法、まとめ方について指導)。
- 2) 実習終了後、事例研究等としてまとめた内容を発表させて評価・指導する。

・訪問介護実習の場合：

- ・実習前に訪問介護関係者等と打ち合わせのため実習指導を担当する教員が面談する。
- ・実習終了後、評価等のため実習指導を担当する教員が訪問し面談する。

・全実習の終了後：

- ・実習後の学生の変化、教員の所感等を施設側へフィードバックする。
(翌年へのよりよい準備と、相互の協力関係を深めるために)

介護実習・看護実習比較表

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
実習時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 540時間（事前事後指導90h、実習450h） ・ 介護実習についての出席時間数が五分の四に満たない者については、当該科目の履修が認定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 735時間 ・ 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 ・ 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1035時間（23単位）（1単位を45時間の実習を持って構成すること。） ・ 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 ・ 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮すること。
実習施設の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所実習施設： <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後三年以上経過してのものであって介護実習を行うのに適当なもの ② 介護実習に係る時間数の一割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつて介護実習に代えることができる。 ・ 居宅介護実習事業等：身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後三年以上経過したものであって介護実習を行うのに適当なもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保。 ・ 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習施設で次の条件を具備していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置。（看護職員の半数以上が看護師であること） イ 看護組織が明確に定められている。 ・ 組織の中で看護部門が独立して位置づけられている ・ 看護部門としての方針が明確 ・ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確 ・ 看護師の院内教育、学生の実習指導の調整責任者が明記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学の実習を行う病院等を確保。 ・ 在宅看護論の実習については、病院、診療所その他、訪問看護ステーション等の実習施設を確保。 ・ 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習施設で次の条件を具備していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置。（看護職員の半数以上が看護師であること） イ 看護組織が明確に定められている。 ・ 組織の中で看護部門が独立して位置づけられている ・ 看護部門としての方針が明確 ・ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確 ・ 看護師の院内教育、学生の実習指導の調整責任者が明記されている